

岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員は（以下、「分科会員」という。）は、交通協議会の会長が指名する。

(分科会長)

第4条 分科会に、分科会長を置く。

2 分科会長は、交通協議会の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、分科会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

4 分科会の会議の議決方法は、出席した分科会員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席分科会員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。

6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各分科会員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

7 分科会は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通協議会に報告するものとする。

(傍聴)

第7条 傍聴については、岸和田市地域公共交通協議会会議傍聴規程を準用するものとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 分科会員の報償及び費用弁償については、岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程を準用するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、交通協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	■ 地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関すること ■ 道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関すること ■ 地域公共交通確保維持改善事業に関すること ■ その他会長が必要と認める事項
総合交通戦略分科会	■ 都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■ その他会長が必要と認める事項
バリアフリー基本構想分科会	■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4及び第26条に基づく協議会に関すること ■ その他会長が必要と認める事項
運賃協議分科会	■ 道路運送法第9条第4項に基づく運賃・料金に関する事項